

令和 8 年第 1 回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和 8 年 1 月 2 6 日

朝霞市農業委員会

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和8年第1回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和8年1月26日（月） 午後3時00分から午後3時39分まで	
開催場所	朝霞市役所別館 2階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和8年第1回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員全員による確認		
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

令和8年第1回朝霞市農業委員会総会

令和8年1月26日(月)
午後3時00分から
午後3時39分まで
朝霞市役所 別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

4番 富岡 勇一 委員 5番 須田 哲也 委員

3 提出議案

議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見の聴取について

議案第2号 「朝霞市農業経営基盤の強化の促進に関する計画(案)」に対する意見について

4 諸報告

(1) 報告第1号 会長専決について

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（20人）

会	長	高橋	隆
委	員	橋本	広明
委	員	高木	清
委	員	飯倉	文雄
委	員	富岡	勇一
委	員	須田	哲也
委	員	浅川	明彦
委	員	野島	淳
委	員	渡邊	忠
委	員	千田	理恵子
委	員	小寺	哲雄
委	員	秋山	磨弥
委	員	高野	正芳
委	員	蕪木	勝美
委	員	増田	恵子
委	員	徳生	茂剛
委	員	石原	実
委	員	坂井	嘉市
委	員	高野	政江
委	員	高橋	秀明

欠席委員（0人）

事務局

事	務	局	局	長	長谷	修
事	務	局	局	次	佐藤	たかみ
事	務	局	専	門	村山	雅一
事	務	局	主	任	根古谷	哲
事	務	局	主	事	芦田	磨哉

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・長谷事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和8年第1回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、令和8年第1回の総会にご出席いただきましてありがとうございます。本日、総会が終わってから北朝霞のロソフイーロのほうで、新春懇親会が予定されておりますので、多くの方々のご出席よろしくお祈いします。それからまた、来月の13日は4市の連絡協議会の研修が予定されておりますので、そちらのほうの出席もよろしくお祈いいたします。

それでは提出議案が2議案ございますので、ご審議の程、よろしくお祈いいたします。

○事務局・長谷事務局長

会長、ありがとうございました。それでは、これ以降の議事進行を高橋会長、よろしくお祈いいたします。

○高橋会長

それでは進行をすすめてまいります。

本日の出席委員は20名中20名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

4番 富岡 勇一委員と5番 須田 哲也委員のお二人にお願いいたします。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。

議案第1号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見の聴取について」を議題と

いたします。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農用地利用集積等促進計画案について市から農業委員会に対し意見を求められたものでございます。なお、議案第1号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に規定されております、議事参与の制限に該当いたしますので、■■ ■■委員の暫時退席を求めます。

(■■委員 退席)

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは1ページをご覧ください。

議案第1号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見の聴取について
令和8年1月26日提出。

別紙のとおり

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

続きまして、ホッチキス留めの「農用地利用集積等促進計画（案）」をご覧ください。
番号1

権利の設定を行う土地の所在、現況地目、面積の順に申し上げます。

大字岡字■■■■■■■■ 畑 797平方メートル

農地中間管理機構から使用貸借権の設定を受ける者

朝霞市■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■

農地中間管理機構に農地中間管理権の設定を行う者

朝霞市■■■■■■■■■■ ■■■ ■■

権利の種類 使用貸借権、土地の利用目的 普通畑

貸借期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日

権利の存続期間 5年

借賃 0円

調査説明委員、高木 清委員

番号2

権利の設定を行う土地の所在、現況地目、面積の順に申し上げます。

○高木委員

農用地利用集積等促進計画（案）の番号1については、受け手が現状で所有等している農地はないことから、現地調査は行っておりません。

権利の設定を行う土地の所在、現況地目、面積、農地中間管理機構から使用貸借権の設定を受ける者の住所・氏名などは事務局の朗読のとおりです。

意見の聴取依頼に際しては、聴取事項が定められており、当該要件を満たすか否かについて申し上げます。

はじめに、農地中間管理機構から使用貸借権の設定を受ける者が、今回の申請地を効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められるかどうかです。

当該法人は、一般土木建築工事及び配管工事を行うことを目的とする会社ですが、社員の福利厚生も兼ねて、農業分野にも事業を広げていくことを計画しており、会社の定款に農業に関する事項を加える誓約書を提出済で、現在定款変更の手続きを行っている最中です。

また、取締役は、10歳から20歳まで、ブラジルで親と一緒に農業に従事しており、約5ヘクタールの農地で、じゃがいもやキャベツなどの露地野菜を栽培していました。

その後、日本では、2008年から2015年まで、今回申請地の隣地、約3アールの農地で、農業者の指導の下、露地野菜の栽培を行っていました。

今後は、年間200日以上農作業に従事する予定であり、また、社員も農作業に関わり、会社の資材置場も申請地の隣地にあることから、適正な管理を行えるものと思われま

す。次に、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないと認められるかどうかですが、権利の設定を行う土地では、「じゃがいも」、「サツマイモ」、「キャベツ」などの露地野菜を栽培するとのことであり、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないと認められます。

これらのことから、受け手への農用地の貸付は適当と認められると考えます。

申請地の位置ですが、ホッチキス留めの「農用地利用集積等促進計画（案）」の1ページをご覧ください。朝霞第二中学校に隣接するコンビニエンスストア脇から300メートル程進み、左折後、約30メートル進むと右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第1号1番につきまして、何かご質問がございますか。

高橋 秀明委員お願いいたします。

○高橋 秀明委員

■■■さんの代表者のお名前は記載していなくて問題ないでしょうか。

あとブラジルで農業をされていたということですが、ブラジルの方でしょうか。

○村山専門員

ブラジルの方ではなく日本人です。お名前は■■■■■■■■■■という方が取締役となります。

○高橋 秀明委員

法人名の記載のみで問題ないのでしょうか。

○村山専門員

こちらの様式6号については会社名のみで大丈夫です。そのほかに代表者名が入った書類や会社の定款もこちらにご提出いただいております。

○高橋 秀明委員

ではそちらの書類で確認しているということですね。

○村山専門員

はい、確認しております。

○高橋会長

議案第1号1番につきまして、ほかにご質問はございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、意見なしとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声)

ご異議がないようですので、議案第1号1番につきましては、意見なしとすることに決しました。

次に、議案第1号2番につきまして、蕪木 勝美委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○蕪木委員

農用地利用集積等促進計画（案）の番号2に対する調査は、1月24日に行って来ました。

権利の設定を行う土地の所在、現況地目、面積、農地中間管理機構から使用貸借権の設定を受ける者の住所・氏名などは事務局の朗読のとおりです。

意見の聴取依頼に際しては、聴取事項が定められており、当該要件を満たすか否かについて申し上げます。

はじめに、農地中間管理機構から使用貸借権の設定を受ける者及びその世帯員等が、今回の申請地を含めすべて農地を効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められるかどうかです。

受け手は、令和6年4月に埼玉県農業大学校に入学し、令和7年1月からは吉見町のいちご農園で実地研修を開始しました。令和7年3月に農業大学校を卒業してからは、吉見町での研修に加え、今回の申請地で、農家の指導を受けながら、露地野菜の栽培を行っており、本年4月1日に新規就農を予定しています。

受け手は、農業に専念しており、また、妻は、平日は会社に勤務していますが、休日は農作業を手伝っており、農地の適正な管理が可能と思われれます。

次に、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないと認められるかどうかですが、権利の設定を行う土地では、ハウスでの「いちご」の土耕栽培や「オクラ」、「モロヘイヤ」などの露地栽培を行うとのことであり、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないと認められま

す。

これらのことから、受け手への農用地の貸付は適当と認められると考えます。

申請地の位置ですが、ホッチキス留めの「農用地利用集積等促進計画（案）」の3ページをご覧ください。朝霞パブリックゴルフのクラブハウスから南東方面に130メートル程進むと右手に貸し手の自宅があり、その奥に50メートル程進むと申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第1号2番につきまして、何かご質問がございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、意見なしとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声)

ご異議がないようですので、議案第1号2番につきましては、意見なしとすることに決しました。

次に、議案第1号3番につきまして、渡邊 忠委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○渡邊委員

農用地利用集積等促進計画(案)の番号3に対する調査は、1月24日に行って来ました。

権利の設定を行う土地の所在、現況地目、面積、農地中間管理機構から使用貸借権の設定を受ける者の住所・氏名などは事務局の朗読のとおりです。

意見の聴取依頼に際しては、聴取事項が定められており、当該要件を満たすか否かについて申し上げます。

はじめに、農地中間管理機構から貸借権の設定を受ける者及びその世帯員等が、今回の申請地を含めすべて農地を効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められるかどうかですが、現に受け手が権利を有する農地は、すべて耕作等の事業に使われており、認められると考えます。

次に、受け手が必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかですが、受け手は、年間のほとんどを農業に従事しており、また、板橋区農業委員会に依頼した農業経営状況調査においても、年間150日以上農業に従事していることが認められます。

次に、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないと認められるかどうかですが、権利の設

定を行う土地では、「にんじん」や「ほうれんそう」を栽培するとのことであり、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないと認められます。

これらのことから、受け手への農用地の貸付は適当と認められると考えます。

申請地の位置ですが、ホッチキス留めの「農用地利用集積等促進計画（案）」の6ページをご覧ください。内間木公民館から内間木支所方面に100メートル程進み、右折して更に100メートル程進むと、右手に一つ目の申請地があります。

次に、一つ目の申請地から新河岸川方面に80メートル程進み、左折して土手沿いに100メートル程進み、左折すると、すぐ左手に二つ目の申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第1号3番につきまして、何かご質問がございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、意見なしとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第1号3番につきましては、意見なしとすることになりました。

次に、議案第1号4番につきまして、高野 正芳委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○高野 正芳委員

農用地利用集積等促進計画（案）の番号4に対する調査は、1月19日に行って来ました。

権利の設定を行う土地の所在、現況地目、面積、農地中間管理機構から使用貸借権の設定を受ける者の住所・氏名などは事務局の朗読のとおりです。

意見の聴取依頼に際しては、聴取事項が定められており、当該要件を満たすか否かについて申し上げます。

はじめに、農地中間管理機構から使用貸借権の設定を受ける者及びその世帯員等が、今回の申請地を含めすべて農地を効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められるかどうかですが、現に受け手が権利を有する農地は、すべて耕作等の事業に使われており、認められると考えます。

次に、受け手が必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかですが、受け手は年間のほとんどを農業に従事しており、農業経営状況調査においても、年間150日以上農業に従事していることが確認できます。

次に、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないと認められるかどうかですが、権利の設定を行う土地では、「ねぎ」を栽培するとのことであり、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないと認められます。

これらのことから、受け手への農用地の貸付は適当と認められると考えます。

申請地の位置ですが、ホッチキス留めの「農用地利用集積等促進計画（案）」の9ページをご覧ください。内間木公民館から内間木支所方面に100メートル程進み、右折して更に70メートル程進むと、左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第1号4番につきまして、何かご質問がございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、意見なしとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

ご異議がないようですので、議案第1号4番につきましては、意見なしとすることによって決しました。

次に、議案第1号5番につきまして、飯倉 文雄委員に調査結果の説明をお願いいた

します。

○飯倉委員

農用地利用集積等促進計画（案）の番号5に対する調査は、1月19日に行って来ました。

権利の設定を行う土地の所在、現況地目、面積、農地中間管理機構から使用貸借権の設定を受ける者の住所・氏名などは事務局の朗読のとおりです。

意見の聴取依頼に際しては、聴取事項が定められており、当該要件を満たすか否かについて申し上げます。

はじめに、農地中間管理機構から使用貸借権の設定を受ける者及びその世帯員等が、今回の申請地を含めすべて農地を効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められるかどうかですが、現に受け手が権利を有する農地は、すべて耕作等の事業に使われており、認められると考えます。

次に、受け手が必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかですが、受け手は年間のほとんどを農業に従事しており、農業経営状況調査においても、年間150日以上農業に従事していることが確認できます。

次に、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないと認められるかどうかですが、権利の設定を行う土地では、「ねぎ」を栽培するとのことであり、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないと認められます。

これらのことから、受け手への農用地の貸付は適当と認められると考えます。

申請地の位置ですが、ホッチキス留めの「農用地利用集積等促進計画（案）」の11ページをご覧ください。朝霞第二中学校に隣接するコンビニエンスストア脇から90メートル程進み、右折後、更に130メートル程進んだ左手奥に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第1号5番につきまして、何かご質問がございますか。

（ なし の声 ）

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、意見なしとするこ

とにご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声)

ご異議がないようですので、議案第1号5番につきましては、意見なしとすることに決しました。

それでは、■■■ ■■■委員の入室を許可します。

(■■■委員 入室)

次に、議案第2号「朝霞市農業経営基盤の強化の促進に関する計画(案)」に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○村山専門員

それでは2ページをご覧ください。

議案第2号 「朝霞市農業経営基盤の強化の促進に関する計画(案)」に対する意見について

令和8年1月26日提出

別紙のとおり

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

別資料地域計画(案)をご覧ください。この地域計画(案)は昨年、浜崎下地区について策定した計画に、市内の市街化調整区を追加し、対象地域の拡大という形で作成したものです。

昨年11月に、農業者の話し合いの場である「協議の場」を開催し、農業者の方々から出された意見を踏まえ、見直しを行いました。その結果、大字根岸、台の一部につきましては、今後、区画整理の予定があるとのことですので、10年後を見据えた計画にはそぐわないと判断し、計画から外すことといたしました。

中ほどの、1番の地域における農業の将来の在り方の(2)地域農業の現状及び課題につきましては、市の農地利用の現状と前回協議の場でいただいた内容を課題として記述しております。

(3) 地域における農業の将来の在り方については、現在の生産状況や地域農業を守る取組等について記述しております。

次に、2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標の(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針については、農地中間管理事業を活用して集積・集約を進めることとしました。

次に、(2) 担い手に対する農用地の集積に関する目標値は現状での内容となっております。現状の集積率につきましては、認定農業者の方の集積率を記載しております。将来の目標とする集積率については、朝霞市の農業基本構想に基づく集積率を記載しており、こちらの数値は計画に基づく目標数値となっているため、今後変更となる場合があります。

次に(3)の農用地の集団化に関する目標数値について、担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、現時点で0箇所とし、これに対する目標として、団地化及び団地面積の拡大を進めるとしてしています。

次に、3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとすべき必要な措置の(1)から(5)については、農地中間管理事業の活用や県やJAと連携して取組む内容について記載しております。

次に、4 地域内の農業を担う者一覧については、現在、地区内で認定農業者になっている方を記載しております。この方々を地図にそれぞれ色付けし、目標地図(案)として作成しています。色付けされていないところは、農地所有者の意思の確認ができていない農地になります。今回、認定農業者のみ色付けしておりますが、これは国の制度資金等を活用する要件として、地域計画への位置付けが必要であるため、認定農業者の意向を確認し、色付けております。

また、新規就農予定の方を「利用者」として色付けしております。現在就農に向けて手続を進めておりますので、新規就農者として認定された時点で、属性を「利用者」から「認就」に変更いたしますので、ご承諾くださいますようお願いいたします。

説明は以上です。

○高橋会長

本議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づき、別紙地域計画案について農業委員会に対し意見を求められたものでございます。

左上に参考様式第5-2号と書かれたホッチキス留めの資料をご覧ください。こちら

の地域計画案について、意見を求めます。

意見はございますでしょうか。

(「意見なし」 の声)

ただ今、「意見なし」との発言がございました。

今回の地域計画案については、「意見なし」で決定してよろしいかお諮りします。

(「異議なし」 の声)

ご異議がないようですので、議案第2号につきましては、意見なしとすることに決定いたしました。

次に、諸報告を行います。報告第1号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、2月25日(水)午後3時からです。場所は、市役所別館5階、501会議室となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局・長谷事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和8年第1回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

4 番 富岡 勇一 委員

5 番 須田 哲也 委員

令和8年2月25日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員